

## 登録ボイラー実技講習機関の代表者変更について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の24の37の規定による第19条の24の34第2項第2号の事項の変更の届出がなされたので、同省令第19条の24の46の規定に基づき、下記のとおり公示する。

### 記

1 登録教習機関の名称及び住所

一般社団法人日本ボイラ協会長野支部

長野市鶴賀緑町 1403 大通り昭和ビル2階

2 技能講習業務を行っている事務所の名称及び住所

登録教習機関名称及び住所に同じ

3 代表者

変更前 会長 刑部 真弘

変更後 会長 辻 裕一

4 変更年月日

令和6年8月13日

令和6年10月29日

長野労働局長

